

令和元年度第2回岩手県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

(開催日時) 令和元年7月31日(水) 13時30分から15時20分まで

(開催場所) 岩手教育会館カンファレンスルーム200 (盛岡市大通一丁目1番16号)

(出席委員) 渋谷晃太郎委員、内田尚宏委員、佐藤信昭委員、後藤均委員、橋本良隆委員、藤村明智委員、菅原省司委員、宍戸博文委員、菅野浩幸委員、橋本幸男委員代理、北舘克彦委員、下田牧子委員、南野翔吾委員代理、板沢英樹委員、森田晋委員、小島純委員、佐々木健司委員、千葉和彦委員、菊池徹哉委員、西島洋一委員、阿部孝弘委員代理、鎌田進委員、幸野聖一委員、久保田和憲委員代理

1 開会

<事務局から開会宣言>

2 挨拶

小島 岩手県環境生活部副部長から挨拶

3 議事

(1) (仮称)岩手県海岸漂着物対策推進地域計画(素案)について
事務局から資料1、資料2及び地域計画素案(概要版)に基づいて説明

① 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項について

○ 内田委員

前回座長からの意見を踏まえてSDGsについて盛り込んだということですが、感想として弱いと感じました。

SDGsは、2030年までに世界で達成していかなければいけない国際目標ですが、それに対して、そもそも日本の取組も含め、岩手県の取組は遅いのではないかと感じているところでは。

この海洋ごみ問題こそ、一次産業とか、持続可能な岩手を実現していくためには、県民一緒になって取り組まないと持続しないよというところを盛り込むくらいの勢いがあつたほうがいいのではないかと感じました。

○ 下田委員

広く県民にもみていただく計画となると思うのですが、表題に背景及び目的とあるところで、背景と目的とがはっきりするような書き方がわかりやすいのではないかなと感じます。

下から2番目の段落に記載してある、発生抑制の取り組みを一層進めることや、自然の良好な景観や環境の保全を図る、ということだけだと目的として弱いのかなと。

これがこの計画を作る目的ですと、背景と目的とをはっきりさせた方が、県民の方々にわかりやすいのではないかなと感じたところです。

○ 事務局

SDGsの記載ぶりが弱いということにつきましては、検討させていただければと存じます。

県民一人一人の暮らしぶりをかえていかなければならない、ということなどについても、最終案に向けて、検討を図っていきたいと考えています。

下田委員のご意見につきましては、目的を明確にすべきではないかというご指摘については、資料1をご覧くださいと思います。

概要版では表現が弱くなってしまったところがありますが、地域計画を作る目的といたしまして、ごみの回収や適正処理をこれまで以上に徹底するということですか、それでも排出されたごみについては陸域の回収に取り組むといった、これらの具体的な記載を盛り込んでいたところですが、ご意見を踏まえまして、目的の明確化というところについても検討させていただきますと思います。

○ **渋谷座長**

多分、趣旨はですね、明確にこれが目的ですっていうふうにちゃんと書いてくださいという意味だと思います。

書かれているのだけれども、目的が目的だときちっと書いてないので、それを明確にすればいいところかと思います。

○ **橋本委員**

先ほど内田委員からご発言あったとおり、SDGsについて、地域計画のスタートの背景の一つの要素として記載されているように思いますが、貫く精神みたいなものを、骨格にSDGsというものを据えてこの地域計画を戦略的に策定していくというような趣旨で、以後出てくる項目の中においても、随所にSDGsというものをきちんと意識した記載にした方が、なおよろしいのではないかなという気がいたします。

これですと、SDGsにおいても、目標が掲げられていますよという事実関係に収まっている気がしますので、ご検討いただければと思います。

○ **事務局**

内田委員のご意見とあわせまして検討します。

○ **渋谷座長**

SDGsに関しては、海の環境を守るというところだけではなく、作る責任とか使う責任とかいろんなところに関わりますので、そういうのも踏まえてご検討いただければと思います。

また、私の方から2点ほど。一つは、この計画は法律に基づいて作るものですが、内容を見ると、廃棄物関係の計画や環境計画など、県の他の計画と密接に関係しているので、それらとの関係性を書いていただければなということがあります。場合によっては、背景と目的を分けて明確にするというのも一つの方法という気がしますので、そこら辺で整理すればいいのではという気がしました。

それから、他県の計画を勉強させてもらったのですが、宮城県とか福島県は、県民向けに、表現を「ですます」体にしてあるんですね。「である」体ではなく。他の計画との整合もあると思うのですが、県民向けには、「ですます」体の方がいいのかなと感じますので、ご検討いただければと思います。

② **岩手県における海岸特性について**

○ **橋本委員**

2-1のうち(4)レクリエーション施設の記載について、「毎年少しずつ再開している」という記載が、事実そうなのでしょうけれども、もう少し適切な表現があるような気がしますので検討いただければと思います。

○ **渋谷座長**

被災したけれども、着実に元に戻っているというところでしょうかね。

③ **岩手県における海岸漂着物等の現状と課題について**

○ **内田委員**

漂着物等の現状の中で、ごみの内訳についてパーセンテージがあり、これは昨年度回収して調べた結果ということですが、他の県の状況とちょっとバランスが違うという気がしたのですが、詳しく教えてください。もっとプラスチックごみが多かったと思うのですが。

コンクリート殻とか、まだ震災の影響が岩手県ではあつて多いのだとすると、プラスチックごみの割合が低くなるのはわかるのですが。

○ **幸野委員**

コンクリート殻については、やはり震災の影響がまだ残っているものと思います。

プラスチックごみについては、まだ分析には至っていないのですが、重量を基準とした割合ということで、軽いプラスチックはパーセンテージとしては低く出ているということはあるかもしれません。いずれ昨年度のみの傾向なので、これから継続してモニタリングしていく必要があると考えております。

○ **内田委員**

重さだと当然コンクリートが重くなるので、プラスチックごみ等に対しては、立方メートルで測るほうが正しいのではないかと感じます。

○ **事務局**

プラスチックごみに関しては見た目の印象と重さが全然違うところがあり、体積で捉えるのが感覚的には正しいのかなと思っております。

ただ、データがないこともあり今回は重量でお示しするしかないのですが、先ほど幸野委員が申し上げました通りこの調査を定期的に行って、データを踏まえた対策を立てていきたいと考えてございます。

○ **渋谷座長**

環境省ではどういうふうに分れというのは示しているのでしょうか。全国的な状況をつかむのに同じ指標を使うのだと思いますが。

○ **事務局**

環境省からはモニタリング調査についてのガイドラインということで示されております。それに基づきまして、県でも調査を進めたいということで考えてございます。

○ **渋谷座長**

そうすると他の県との関係も、もっと明確にしてわかってくるということですね、

○ **事務局**

環境省からは、標準的なものを全都道府県に示されておりますので、それに従って、本県でも、回数などその辺は検討しながら進めたいと考えてございます。

○ **渋谷座長**

資料1の13ページを見ると、ご指摘の通り、立方メートルとトンと両方示されているの

で比較ができないということですが、そういうデータの取り方をしてしまったのでやむを得ないのかなと思っております。

○ 央戸委員

コンクリート殻はその性質上、震災で運ばれたか不法投棄なりで置かれたと考えられ、海から流れてきて漂着するということはまずありえないと思いますので、漂着ごみの定義、切り分け方を考えたほうがいいのかもしいかなと思います。

○ 事務局

データのとり方ですとか調査の仕方も含めて、今のご指摘を踏まえて、より実態に近い調査を検討して参りたいと思います。

○ 内田委員

そもそものタイトルですが、漂着物というこの表現についてです。

漂着ごみであれば、海岸にあるものですから、基本的には昔からあるものはブルドーザーやなにかで処理すればいいかと思うのですが。

じゃあ、今、海洋に漂っているごみは何もしないのかということとそんなことはなく、その対策も書いてありますが、であればもっと一般の方にも興味を持ってもらえるようなタイトルっていいのはいいかないかなと思います。

これから森川海との繋がりであるとかそういったことを議論していくときに、海から来るものにとらえるのか、山から来るものでもあるのだということとか。

2012年に環太平洋海洋教育者会議でチリに行った時に、ハワイ大の方が言っていたのが、流れてくるゴミには日本語が書いてあるぞ、君たちだぞって言われたんです。

わたしたちは漂着ごみというと日本海側を想像して、ハングルだなんだと言っているのですが、実は、環太平洋で見たら日本は発信源でもあるわけですね。

そこも踏まえて考えると、漂着ごみという表現もちょっとどうかと考えておりました。

○ 事務局

素案の中にも、漂流ごみに対する記述を設けてございます。

法律の定義上、今回法律の改正で漂流ごみというものも新たに対象になっており、海岸漂着物等の「等」の中に漂流ごみが入っているというところがあります。

他県の事例を見ますとそう海岸漂着物対策推進地域計画というふうにしており、それが多数というところもありまして、岩手県でも、それに倣って地域計画の名前としたところでは。漂流ごみが入っていないというところではないかなというふうにご検討をお願いします。

○ 渋谷座長

今の意見は、この名前からよくわかるようにしてほしいということだと思っておりますけれども、なかなか他との関係もあって難しいとすれば、どこかに定義を加えるということを検討しては。

漂流物、海中のものは今まで含まれなかったのが含まれることとか、それから「等」というところに、海岸に流れ着いたものや海岸に散乱したごみ以外にも加わっているものがあるわけですね。そういうものをもっとはっきりわかるようにしてほしいということと、もしできるならわかりやすい表示になればよいというご意見だったと思うので、「等」の使い方や定義を整理するっていうことが必要なかっていう気がしました。

表題に副題を付けるとそういうことも含め、ということでしょうか。

○ 内田委員

どうするのがいいか浮かばないのですが、漂着物という言葉から県民が思うイメージと、ただ、海岸にあるごみだけの問題じゃないというところを意識してもらえような。

岩手県だからこそだせるような、幸いにして周回遅れですから、むしろ岩手県だから、環境王国として、森川海条例をいち早く作った岩手県だから、こういうことをやっていくのだということのうち出すいいチャンスではないかと。

○ 北館委員

15 ページに、海岸愛護月間中に実施された清掃活動などがありまして、多分、このほかにも実施しているものがあると思います。

宮古市でも、浄土ヶ浜の清掃活動など行っており、それは 16 ページの下の表の方のクリーン作戦に含まれているのではないかなというところもあったりして、どういった調査に基づいた記載か出典を書きいただければ納得がいくのかなと思いました。

○ 南野委員代理

海岸漂着物の現状について、平成 30 年度に各海岸管理者が行った調査として、全体量として 2,178 m³の漂着物等が確認されたとあるのですが、下に書いているパーセントと、この立方メートルというのはイコールではないということでしょうか。

下の方は、海岸管理者が管理上支障あると判断して撤去したものという記載なのですが、上で調査をしたものと違うものなののでしょうか。

○ 幸野委員

体積で表示しているものについては、いわゆる回収できなかったものも含めての目視による体積であります。ですので、イコールではなく、体積については海を漂っているものについても計算に入れているもので、下の方は回収して処理した重量ということになっております。

○ 渋谷座長

ご質問の趣旨は、わかりにくいということですよ。

数字が二つ並んであるので、わかりやすく表示していただいて、円グラフはこう下の数字の説明をしているのだったら、ほんともうちょっとわかりやすくしていただければいいと思います。

○ 菅原委員

背景と目的というところで、私たちはなぜ行動を起こさなければならないのかということ、もう少し具体的に、一言でも入れていただければ、もう少しわかりやすくなるのではないかなと。

そして、目的は、最終的にどういう方向にもっていきたいのかということが、結論的にあってもいいのではないかと。

例えばリデュース、削減を目標にしていかないと、この問題は重症化するということが世界的な考えです。

この廃プラ問題は、地球温暖化問題とよく似ています。温暖化の問題でもそうなのですが、人間がエネルギーの使用後のごみを排出した CO₂ が大気中にまき散らされるのが地球温暖化問題。

海洋ごみ問題についても、今度は海で起こっている。海の表面積は全球の 7 割を占め、その大きい海を汚しているのが我々人間だということも認識するような一言でもほしいものと

考えますが、いかがでしょうか。

○ **事務局**

先ほど内田委員、橋本委員のご意見と共通するところがあるのかなというふうに思いますので、検討させていただきたいと思います。

④ **海岸漂着物対策の基本方針について**

○ **内田委員**

目指す姿について、言い回しの細かいことですが、「森から川を経て海に至る流域全体が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進などに積極的に取り組み、海岸の良好な環境が保たれています。」と記載されており、4年後そう言えるようにしたいということですか。今そう保たれているということか。

○ **事務局**

良好な環境が保たれています、という状態をずっと維持していきたいという考え方です。

○ **内田委員**

目指す姿ということで書かれているので、将来、4年後にはこういう海岸にしていきたい、こういうふうにいえるようにしたいという趣旨で書いているのかなと思うのですが。

○ **事務局**

その趣旨で書いています。

○ **内田委員**

それがちょっとわかりづらいですね。目指すものであれば。例えば最後のセンテンス、良好な環境が保たれた海岸を目指しますとか、その辺の言い回しを検討願います。

○ **事務局**

目指す姿というところはわかりやすく伝わるように考えたいと思います。

○ **渋谷座長**

そういうふうに思われる県民の方もいらっしゃる可能性があるっていうことですね。今、4年という数字が出たので、ふつう4年という中途半端な計画は作らないと思うのですよね。何かに整合をとって4年になっているということが書かれていなかったなので、説明をお願いします。

○ **事務局**

新しい県民計画の施策の推進のアクションプラン、もうその周期に合わせて、今回4年ということで設定をしたというものです。

○ **渋谷座長**

その辺を、最初の、期間のところに記載を入れておいていただければ。

⑤ **海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容について**

○ **央戸委員**

重点区域の指定について。4つの項目があるうち種市は①がなくて岩泉は④がない。

①は景観や環境ということで、種市は環境に配慮しなくていい区域かと読めてしまうし、岩泉に関しては、モニタリングが不足している状況にも係わらず漂着ごみがないとはいかがなものかと受け止められてしまう。

結局全ての項目が該当するのではないかと思います。程度問題で、仮に岩泉はごみが少ないとか、種市は特別何か公園がないとしても、配慮すべきものはあるのではないかということで、あえて番号をつけなくていいのではという気がしました。

○ **事務局**

ご指摘の通りかと思っています。

本県にはジオパークという守るべきものもあり、それが無いと誤解されることがないように、わかりやすく正確に表現したいと考えています。

○ **橋本委員**

概要版の7ページ。この計画の海岸の区域について。

気になったのは大船渡市に行った時に、三陸海岸と大船渡海岸と二つに分かれていますよね。

一般的に三陸海岸って言うと、全体を表すような言葉でもあるし、旧三陸町とか、そういうふうにとらえてのことかと思うのですが、大船渡市としては何かご意見ありませんか。

○ **下田委員**

海岸は県管理で、名称はこのようになっているという理解ですがよろしいですか。

○ **幸野委員**

海岸名はこのような整理となっています。

○ **渋谷座長**

この海岸名は何か規程があるのですか。

○ **幸野委員**

海岸を管理する上で、様々指定をかけるのですが、そのもととなる区分けとしてこうなっているということでありまして、それを今まで踏襲しているものです。

○ **渋谷座長**

多分根拠を書いておけば、特に問題ないかもしれません。

⑥ **関係者の相互協力及び役割分担に関する事項について**

○ **内田委員**

6-2の項目で、県民の役割として、日常生活に伴うごみ等の発生抑制等とあって、じゃあどうすればいいのかなとか思うところがあって、こういうところを具体的にもう少し入れてもらえるといいかなと思います。

それと、ポイ捨てや不法投棄をしない、使い捨てプラスチックの使用は控える、マナーの向上とあるのですが、先週久慈市の地域流域協議会でお話を聞いたのですが、ゴミを捨てていく人たちがいっぱいいると。夏井川やなんかでは、同じ場所に同じ種類の缶コーヒーとかプラスチック、ペットボトルが置いてあると。通勤時間に、そこで毎回捨てていくのだと。

もうマナーに訴えるのは限界あるのではないかと。

この会議が始まったとき、最初に、これって話によっては条例等で何か作っていくって

うこともありえるのですか、と聞きました。例えば岩手県はポイ捨て禁止条例のようなものはありますか。

○ **事務局**

紫波町はポイ捨て禁止条例を作っていたりするのですけれども、県では条例はありません。

○ **内田委員**

地域でごみ拾いをしているボランティアの人達の声を聞いていると、疲れたとか、マナーを訴えるには限界があると感じます。

あと、プラスチック生産が1950年代から始まって、今ではもとの100倍という割合で増えている、これを減らしていかない限りは、作っているうちは、もう絶対マナーを守ろうがそれからこぼれて出てきます。もしくは、ハウスのビニールが風で飛んできて、入ってくるよと。

その中で、使わない、作らない、という方向を岩手県として出していくみたいなのところが必要になってきているのではないかと、マナーとか良心に訴えるとかでやっていけるのか、と思っています。

日常生活を変えていくというところ、消費生活から循環型社会へというようなパラダイムシフトを進めるというところが、昨年度つくった県民の幸福だとかにも共通するところだと思います。それとあわせて、SDGsもあわせて進めていく方向が、県民に訴求できるのではないのでしょうか。

○ **渋谷座長**

今のご意見は、地域計画の基本方針として、プラスチックの生産を減少させていく。いうことが必要なんじゃないかというご意見のように聞こえますが、そういったところでしょうか。

○ **内田委員**

プラスチックごみ、マイクロプラスチックって何から出ているのということを知ってもらう必要があるのかなと。一般的にはプラスチックが砕けたものと思っていますけど、例えば、シャンプーであるとか歯磨き粉であるとか、そういったものが浄化槽を通過していくものもあると言われてます。マイクロビーズでしたか、そういった発生原因がある。

それらも知ったうえで、ゴミを捨てないようにするだけでなく、利用を控えたりすることも考えてもらう必要があるのかと思います。

○ **渋谷座長**

大分前に進む話なのですが、環境省のプラスチックスマートなどでは、そのようなことを書いているのでしょうか。

あるいは、いわゆるマイクロプラスチック対策として、石油系プラスチックから生分解性プラスチックに原材料を転換するとかいろんな方法があると思うのですね。そこまで踏み込めるかどうかですが、どうでしょうか。

○ **事務局**

代替製品の開発や事業者の取組など、この地域計画に書いたとしてすぐに対応できるかというのは、なかなか厳しいかなというところは感じています。

ただご指摘の通り、海に流れるマイクロプラスチックの抑制などの普及啓発、環境学習といった点は我々でも進められるのと思います。

一人一人の行動や意識の向上はやはり訴え続けていかなくてはいけないと思っていますのでそういったところにつなげられるのかなとは思っています。

ただ今の段階で何かこう、即座に切り換えられるかっていうとちょっと難しいとは感じているところです。

○ 渋谷座長

まさにそこがSDGsに向けて、先に大きな目標があってそこに向かっていくということは何らかの形でいえるかどうか、ご検討いただければと思います。今の積み上げ型ではなかなか難しいと思います。

○ 内田委員

ホタテの貝殻で作った箸ってありますよね。あと森のトレイ、使い捨てトレイであるとか、木質のものを使って代替ができるのだよとか、これってまさしく森川海を繋がりだと思うのですよ。

ただ、ゴミ捨てないようにしようというよりも、こういうことってできるよ、みたいなことも出していくと。ヨーロッパなどでそういった新しい製品開発も進んでいますよね。アメリカニューヨーク市では、今年7月1日から発泡スチロールを使ったら罰金まで取るという動きになっています。

ヨシを使った紙というのもありますし、そういった自然素材を使ったものでいろいろなことができる。動きを示すだけでも、業者さんが気が付いたら開発するかもしれないですし、なんかそんなことも出せるといいのかなと思いました。

○ 事務局

普及啓発については、取組状況として、例えば全農いわてで廃プラスチックの代替製品についても取り組んでいらっしゃるというお話も伺っており、代替製品の取組ということで紹介できればなと思います。

○ 渋谷座長

本体の36ページの事業者のところ、若干、代替製品との置き換えとか記述が、書かれてございますので、そこら辺をもう一度ここまで書き込めるかですね、ご検討いただければ。

○ 橋本委員

資料1の役割分担のところ、商工会議所連合会ですと民間団体等ということになるかと思いますが、ここに記載されている役割は、ちょっと具体性に欠ける部分があるのかなという気がいたします。

例えば商工会議所、事業主の集まりってということになりますので、事業者等の団体として、関係事業者等の取り組みの促進とか、そういう団体としての役割というのが、ここに記載されていてしるべきではないのかなという気がいたします。

特に、地域の各主体の連携協働の推進という部分はどうもわかりにくいなど。団体として、どのような具体的な取組を進めていけばいいのかなというイメージが湧きにくいというのが感想です。

○ 事務局

ご意見踏まえてわかりやすく記載していきたいと思います。

○ 板沢委員

内田委員の意見に関わりますが、発生抑制の方の記述で、もうちょっと具体的な対策が必要ではないでしょうか。

特にプラスチックごみは確かに問題になっていますので、例えば3Rの推進とか、啓発とかキャンペーンの部分は確かに書かれていますが、事業所さんの方の協力、例えば富山県では全県でレジ袋を有料化したとかいうところまで踏み込んでいるみたいですが、岩手県としては何かしらの踏み込んだところがあればいいのではないかと感じました。

もう一つ、各対策した後のその5年後、指標というか、目標値みたいなものを記載しなくていいのでしょうか。

○ 事務局

個々の事業について踏み込んで記載を、というところですが、この地域計画についてはその施策の基本的な方向性を示すというところで、個々の事業については今後の国の補助事業との関連もありますので、地域計画の中では、基本的な方向性を示すものということで、整理をしたいと考えてございます。

それからその指標に関して、ご指摘もその通りかなと思っているところもあるのですが、データが少ないところがネックと思っています。

国のアクションプランを参考にすることも検討したのですが、どうしても1年遅れのデータになってしまったりしますし、回収量が多い方がいいのかといったところも検討が必要と考えています。

今のところ、施策の基本的な方向性を示すという地域計画の性格を踏まえまして、現段階で目指す姿を設定する、というのが今の事務局の考えでございます。

○ 菅原委員

私どもの出す日本のプラごみ排出量がどれぐらいなのか、という事が分からないのが気になります。

日本のプラごみの排出量は1年間に903万トンだそうです。そのプラごみがどこへ行くかと言いますと、リサイクルされる量が27%。燃やして熱等の発電が58%、それから単純焼却が8%等。岩手県ではほとんど単純焼却に入っているのだらうと思います。

その中で、プラごみが27%リサイクルされると言いますが、このうち国内では39%しか処理していない。あと61%は海外に輸出しており、その先々でいろんな問題がおきています。

日本人1人が、1年間にどれくらいプラごみを出しているかという、32キログラム。これは世界2位です。世界一はアメリカですね。そのようなレベルです。

世界から見た日本、その中にある岩手県は、どのようなレベルにあるのかなあというところも知って、皆さんへの啓発が必要ではないでしょうか。

ごみの排出が多い生活ということは恥ずかしいという気持ちを持つべきです。ごみを出さってということが恥ずかしいことだと、その考え方を啓発して、皆さんに共有してもらおうということの方が大切なんじゃないでしょうか。

世界中で実際にレジ袋を禁止している国は、法規制がある127か国中、無料配布禁止が83か国あります。空港でチェックを受けて、今の日本人みたいにレジ袋をぶら下げていたら禁固刑又は罰金700ドルを取られるというように、非常に厳しい国だってあります。イタリア、フランスなどもですね。

レジ袋は廃止になっているという世界のレベルを我々が知ることが必要じゃないかというように気がします。

○ 渋谷座長

環境教育そういう普及啓発を図るうえで、そういう情報も必要だということですね。

○ **央戸委員**

計画の前半には、多様な主体とか、内陸と沿岸が一体で、というところで河川ごみの話が出ていたのですが、後半には、海岸等という括りになってしまって出てこない。

教育も、本来の上流から下流一体でやるべきものだと思うのですが、盛り込まれていない。

全体的に見ていただいて、学習もそうですし清掃活動など、必要に応じて、海岸及び河川などの表現としていただければと思います。

○ **北館委員**

4点ほどあるのですが、まず一つが、34ページの役割分担の表ですけれども、一番上の「海岸管理者」について、海岸管理者等ということでしょうか。

全体的に、海岸管理者等っていうのは、海岸のほか港湾や漁港の管理者も含んでいるという理解で読んできたのですが、ここも同様の考えでよいかというところです。

○ **事務局**

そこはご指摘の通りかと思いますが修正をさせていただきたいと思います。

○ **北館委員**

35ページに県の役割が書かれておりますが、5の項目で、いろいろ漂着物対策の内容がありますが、こちらには同じように、県の役割みたいなものが入ってくるのかなという感じだったので、いかがでしょうか。

○ **事務局**

今のお話は、35ページには役割分担が書いてあるが28ページにはあまり書かれていないというところですか。

さきほど央戸委員からのご指摘も含め、全体をちょっと眺めて、漏れているところや書きぶりが足りないところなど、調整させていただきたいなと思います。

○ **北館委員**

市町村の部分で、海岸漂着物等の処理に関し必要に応じて、海岸管理者に協力するという趣旨だと思うのですが、28ページと比べてみて、必要に応じという記載がないので、市町村が回収された海岸漂着物の収集運搬商品を連携して行わなければならないような書きぶりになっておりましたので、これは必要に応じというのが入ってくるのかなと思ったのですがいかがでしょうか。

○ **事務局**

こういう規定ですとか、国の基本方針を見ながら整理をさせていただきたいと思います。前段の海岸管理者についての定義は、正確に表現をしたいと思います。

○ **北館委員**

36ページ、事業者の役割のところですが、観光協会について記載されていますが、唐突にでてきたので、何か違和感を覚える方がいるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。

○ **事務局**

ちょっと唐突感があるかなっていうのはご指摘の通りかと思しますので、そこは修正をしたいと思います。

○ **渋谷座長**

前に書かれていることから項目が唐突に出てきたとか、前後の整合性とか、そういったことを、様々な主体の方にもう一度ご覧いただいて、ご指摘いただければと思います。

6-2は海岸漂着物対策に関する関係者の役割というところですが、この部分は海岸に特化している感じになっているのですが、内陸の市町村とかいろんな人たちも関わるので、どういうふうに書いていくかですね。

6-1の相互協力のところで包括的に書いて、海岸部に関してはこうだと書くとか、整理があるかもしれませんね。

繰り返しになるかもしれませんが、前の方に書き込んでおいて、ここでもう一度整理していただくとか、そんな方向かなと思います。

⑦ **海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項について**

○ **渋谷座長**

活動推進員に関しては、具体的にはどんなことが想定されるのでしょうか。

○ **事務局**

環境アドバイザーですとか、県が委嘱をさせていただいている、知見を持った方がいらっしゃいますので、そういった方々を念頭に置いています。

団体の方につきましては、特にこれというものは持ち合わせておりませんが、活動されている団体がいらっしゃればお願いするということを考えています。

○ **渋谷座長**

新たに育成みたいなことも考えられるのですか。今後の方向として。

○ **事務局**

育成というところまで思いが至ってないというのが正直なところで、まずはすでに知見を持っていらっしゃる方の力をお借りして、行政ではカバーできないところとか民間との連携といった軸になっていただきたいと考えております。

○ **内田委員**

地域団体、ボランティア団体等が河川清掃などを行っていて、私もいろんな団体とのネットワークを持っていますが、なかなかそれができない。高齢化、予算がない。

ひどいところになると、ごみを集めたはいいがどこに処分していいかわからない。例えば、隣り合った市町村で押し付け合いになって仕方なく国交省が片付けるみたいなこともある。

お金の面もありますが、実際的にはいずれ減っているという実感がある。

そういう実情を知っている者からすると、どこまでできるのかと思うところがある。環境アドバイザー制度という話がありましたが、実際6月末くらいでもう枠が一杯で、オーダーが来ても断っている状態です。

であれば、そういった制度をもっと進めるように予算をつけるとか、そこを書き込む必要はないのですが、そういった実情があります。

あと、7-4に地域計画の変更とありますが、これは流域協議会を指したもののか。

○ **事務局**

この記載は、今作ろうとしているこの地域計画そのものを指します。

○ 内田委員

流域協議会がありますね、20いくつですか。あそこは機能しているようでしてないよう
に見えます。

せっかく流域として森川海として地域を考えようということで森、川、海の人が集まって
いるのですが、この問題はやはり、流域で考えるべきだと思うのですね、森の人も川の人。

ですからなんかその辺の県民意識を盛り上げるようなところもあっていいのではないかな
とちょっと思いました。ちょっとリアリティを感じないところがある。

○ 渋谷座長

21 ページの課題のところに、人口減少高齢化によって負担感が増して作業面積が減少傾向
にあるという問題意識、課題が書かれているのですね。それをどうするかというのが計画に
は明確に書かれていない。多分そういう地域の人たちへの支援とかですね、そういうものを
一緒に考えていかなければいけない。さっき育成といったのはそこのことですね。少ないつ
ていう状況を踏まえて計画を作らなきゃいけないと。

市町村でも苦労されていると思うのですけれども、そういった地域の人たちにどういうふう
に参画していただくかっていう仕組みとかですね。そういったものを、内陸を含めて考え
ないといけないのかなというご意見だったような気がしますので、ぜひご検討いただきたい
と思います。

どこも人口減少の中で、新たなことをやらなければいけないということで負担増になる。

それをどういうふうに支援、皆支え合っていくかという課題なのだと思います。

そこでまたSDG sが出てくるのですけど、すべての人が参画する仕組みみたいなもので
すよね。そういったところをうまく結びつけていただければと思います。

⑧ その他全般に係る意見等

○ 後藤委員

2%の漁業系のごみがあるということで、水産庁からもいろんな指示が来ておりますので、
我々としても取組を強化しているところです。

県の方でも、ごみの発生原因が、製造から消費、廃棄と多岐にわたっているのです、対策に
は全くご苦労されていると思います。

一つ意見として、本体の23 ページ、基本方針ですけども、1 番目に円滑な処理がくるわけ
ですよね。

確かに、国の指針をみてもまず処理が先頭にあるのですが、岩手県民とするとやっぱり発
生抑制の方に重きを置いた対策をやるのだ、ということを前面に出した方が、我々漁業者も
含めて、取組みを強化されるのではないかと思います。

例えばこの計画では河川と海岸がフィールドになっているのですが、構造的には。陸上に
おいても道路においても同じだということを考えると、そういうものを出さないということ
を働きかけるような県民計画とするのがいいのかなと感じております。

地域でも、子供たちが休みになるとゴミ拾いをしたりしていますが、なかなかそれだけで
は、当然ごみはなくなる。

海が汚染されたことによって、消費者が何か迷惑をこうむるかという、我々漁業者には、
網が破れるなどいろんな被害があるし、最近ではウミガメがクラゲと間違っ
てビニールを食べ死んでしまうというショッキングな映像が流れますけれども、
県民は直接ごみによって被害をこうむるというのは無いものですから。実感として
なかなか取組みづらいというところもあると思います。

多岐にわたる関係者の中でまとめるのは大変だと思うのですが、県民とすれば、ごみを出さないというところに主眼を置いた取組を強化すべきだろうと思います。

その処理については、水産庁からも、漂流ごみについては漁業者が積極的に集めなさいという指示もきておりますので、そういった対策をやりながらですが、まずごみを出さない方に計画を書いていた方が、県民とすればすっと入ろうかなと思いました。

○ **事務局**

発生抑制というのは大事と思っていますので、ご指摘を踏まえてちょっと国の基本方針とか法律の立て付けもあります、どう書き込むかということについて検討させていただきたいと思います。

○ **渋谷座長**

岩手県はこちらを重視して頑張りますというような、順序というのは書きぶりなのかもしれませんがね。順序が変えられれば一番いいのでしょうか。

一番最前線のところにいらっしゃる方かと思うので、とても重いお話だったと思います。

ほかにご意見がなければ、今後の進め方について、事務局からご説明をお願いします。

○ **事務局**

協議会が終わった後に、前回同様に、皆様に、この素案についての意見照会をさせていただきます。お盆明けぐらいには取りまとめたいと思っていますので、期間短くて恐縮ですが、ご意見お寄せいただければなというふうに思います。

その後、9月の中旬頃には第3回協議会を開催したく、そちらについても併せて照会させていただきます。

事務局の説明は以上です。

○ **渋谷座長**

予定している議事は以上ですが、その他事務局、またご出席の委員の皆様方から何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは特になければこれもちまして議事を終了いたします。

4 閉会

<事務局から閉会宣言>